

委員長資料：第 2 次南砺市公共施設再編計画改訂の経過報告

1. 「第 2 次南砺市公共施設再編計画方針検討委員会協議」⇒令和元年 9 月から 5 回に渡る協議



「第 2 次南砺市公共施設再編計画改訂提言書」1 月 30 日提出（高山委員長→市長に提出）

添付 1 参照

提言書では、「今後、最終的な保有規模（具体的な施設）を決定する際には、施設とする行政サービスの地域への貢献度や市が目指すべき施策、地域の実情等も踏まえて、将来世代の子どもたちに、より良い南砺市を残せるよう検討いただければ幸いです。」（p1 抜粋）

⇒「推進本部会議」で見直し・修正しても構わないという理由・根拠



これに基づき、市の保有数案の数値は、

第 9 回南砺市行政改革推進本部会議（令和 2 年 1 月 8 日）

第 10 回南砺市行政改革推進本部会議（ 〃 1 月 30 日）

第 11 回南砺市行政改革推進本部会議（ 〃 2 月 7 日）

第 12 回南砺市行政改革推進本部会議（ 〃 2 月 14 日）

の 4 回の会議にわたり協議検討し、市の政策に反映したことにより修正に至っている。

→添付 2 参照

2. 令和元年度第 4 回南砺市行政改革推進委員会（委員数 18 名：任期 令和 2 年 3 月 31 日迄）

令和 2 年 2 月 25 日（火）13:30～15:00

南砺市役所福野庁舎 2 階 201 会議室

報告事項 市が事務局を担っている団体事務の移管について資料 1

協議事項 第 2 次南砺市公共施設再編計画改訂方針について資料 2～4

⇒委員会から 5G を含むデジタル技術革新の項目や他の施設の施設へ複合化する機能などの表記について修正するよう意見あり

添付 3 参照

3. 第 2 次南砺市公共施設再編計画改訂方針説明会

(1) 開催日時・場所

① 平会場

令和 2 年 6 月 15 日（月）午後 7 時～ 平若者センター春光荘

② 井口会場

令和 2 年 6 月 19 日（金）午後 7 時～ 井口カイニヨと椿の森公園いのくち椿館

(2) 内容

① 第 2 次南砺市公共施設再編計画改訂方針の原案について

② 意見交換

⇒添付 4 参照

4. 令和2年度第1回南砺市行政改革推進委員会（委員数18名：任期 令和4年3月31日迄）

令和2年8月4日（火）15:30～17:30

南砺市役所別館大ホール

⇒第2次南砺市公共施設再編計画改訂方針について、答申文提出に至るまでの十分な審議を行えず閉会。

① 設定数値変更に対する疑義

② 18人委員メンバーのうち、13人は今回委員会に初参加 ⇒ 十分な説明不足

将来の人口推移と財政規模に対する適正な公共施設保有数の提言

将来の人口減少や少子・高齢化の進展と、これに伴う財政規模の縮小に取り組んでいくことが今後の南砺市における持続可能なまちづくりに、より一層重要となってきています。

これまで公共施設の再編に向けた取り組みは進めてきたと思われませんが、計画短期における令和元年9月末現在の進捗率は21.9%と、かなり遅れています。これは、公共施設が地域の象徴であることや市民共有の財産であるという意識が高いことが要因の一つであると考えられます。

しかし、今後すべての施設を維持していくには、大規模改修や建替え、管理費など多額の資金が必要となることが想定されます。これらの費用をかけたうえで、これまで行政が担ってきたサービスを継続して提供し続けることは、出生数の現状や人口減少を考えると困難であり、民間ができることは民間に任せ、行政は行政にしかできないことに特化していく必要があります。また、南砺市が類似する他の自治体と比べて約2倍に相当する公共施設を保有していることを考えると、思い切った決断が必要だと考えられます。

本委員会では、公共施設の耐用年数や、施設から数値で得られる情報、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した南砺市の人口推計値、令和25年度までの歳入・歳出全体ベースでの財政推計等を基に、第2次南砺市公共施設再編計画の計画最終年度（令和27年度）における公共施設の保有すべき機能、あるべき規模を提言として取りまとめました。

今後、最終的な保有規模（具体的な施設）を決定する際には、施設で提供する行政サービスの地域への貢献度や市が目指すべき施策、地域の実情等も踏まえて、将来世代の子どもたちに、より良い南砺市を残せるよう検討いただければ幸いです。

南砺市公共施設再編計画改訂方針検討委員会

委員長 高山 純一

施設分類ごとの保有すべき施設数

これまでの南砺市の現状等を踏まえ、現行の第2次南砺市公共施設再編計画の終期である令和27年度のあるべき姿について、保有すべき公共施設機能の優先度を4つの分類に分け、中期（R2～R7）、長期〈前期〉（R8～R17）、長期〈後期〉（R18～R27）の期間ごとに保有すべき施設数を検討しました。地域ごとの人口や将来人口を見通し、施設の耐用年数をもとに、民間が提供できるサービスは民間活力を活用することを前提に、保有する施設については集約化と機能の複合化を図ることで、適正な財政運営を目指していくべきであると考え、以下のとおり取りまとめました。

【保有すべき施設数とその主な考え方】

分類A：行政運営する上で必要な施設

（行政が保有すべき基盤施設）

小分類	H31.3末現在 保有施設数	中期 R2～R7	長期		検討の根拠
			前期 R8～R17	後期 R18～R27	
小学校	9	8	6	4	H30年度の0歳児の人口284人をもとに今後の出生の推移を250人と見込み、それらを文部科学省の基準に当てはめ、35人学級で試算すると8.1学級となることから、長期（後期）で4校とする。 施設の耐用年数を踏まえて、中期は8校、長期（前期）は6校とする。
中学校	8	6	4	2	H30年度の0歳児の人口284人をもとに今後の出生の推移を250人と見込み、文部科学省の基準に当てはめ、35人学級で試算すると8.1学級となることから、長期（後期）で2校とする。 施設の耐用年数を踏まえて、中期は6校、長期（前期）は4校とする。
保育園	12	11	7	6	H30年度の0歳児の人口284人をもとに、地域内の隣接する保育園の園児数合計が、一つの保育園で入園可能な場合に統合する。 なお、中期は耐用年数の到来に伴い11施設とし、今後の出生の推移を250人と見込み、段階的に統合することとし、長期（前期）は7施設とし、長期（後期）で0施設とする。
庁舎	8	1	1	1	統合庁舎に移行することから1施設とする。
小計	37	26	18	13	

抜粋

第2次南砺市公共施設再編計画改訂に係る保有すべき施設数（案）

保有すべき施設数の考え方について

- 公共施設で提供する行政サービスの貢献度や市として目指すべき施設のあり方、地域の実情等も踏まえて、将来世代の子どもたちに残すべき機能を考慮した。
- 将来人口を見通し、施設の耐用年数をもとに、民間が提供できるサービスは民間活力を活用することを前提に、集約化と機能の複合化を図ることを原則とした。
- 耐用年数が到来した施設であっても単に更新することを原則とせず、耐用年数を超えて使える施設は継続的に使用することとし、老朽化等により利用者の安全安心に重大な影響を及ぼすと予想される場合は休止する。休止とする判断の基準は、次年度に策定する。
- 施設を更新する際には、人口推移や必要な機能を十分考慮する。

分類A:行政運営する上で必要な施設(行政が保有すべき基盤施設)

小分類	H31.3末現在 保有施設数	提言保有数			検討の根拠	公共施設再編計画改訂保有数(案)			公共施設再編計画改訂保有数(案)となった根拠
		中期 R2~R7	長期			中期 R2~R7	長期		
			前期 R8~R17	後期 R18~R27			前期 R8~R17	後期 R18~R27	
小学校	9	8	6	4	H30年度の0歳児の人口284人をもとに今後の出生の推移を250人と見込み、それらを文部科学省の基準に当てはめ、35人学級で試算すると8.1学級となることから、長期(後期)で4校とする。 施設の耐用年数を踏まえて、中期は8校、長期(前期)は6校とする。	6	6	0	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域の人たちとの交流をとおして人間性を育む」ことが、将来に向けた学校教育の役割であり、8地域(旧8町村)に学校を残すことで、地域と一体となった学校運営を行う。 ●多くの児童生徒が徒歩と自転車で通学することができる学校配置とする。 ●R7までに2校区の小中学校を義務教育学校に移行する。小学校1校を統合し、小学校6校、中学校6校、義務教育学校2校とする。 ●小中学校単位で、全学年が単級(1学年1クラス)になるまでに、どちらかの校舎を利用し、全ての校区において義務教育学校に移行する。 ●既存施設を義務教育学校として活用するものとし、可能な限り施設は更新しない。
中学校	8	6	4	2	H30年度の0歳児の人口284人をもとに今後の出生の推移を250人と見込み、文部科学省の基準に当てはめ、35人学級で試算すると8.1学級となることから、長期(後期)で2校とする。 施設の耐用年数を踏まえて、中期は6校、長期(前期)は4校とする。	6	6	0	
義務教育学校	0	0	0	0		2	2	8	
学校計	17	14	10	6		14	14	8	
保育園	12	11	7	6	H30年度の0歳児の人口284人をもとに、地域内の隣接する保育園の園児数合計が、一つの保育園で入園可能な場合に統合する。 なお、中期は耐用年数の到来に伴い11施設とし、今後の出生の推移を250人と見込み、段階的に統合することとし、長期(前期)は7施設とし、長期(後期)で6施設とする。	12	10	7	
庁舎	8	1	1	1	統合庁舎に移行することから1施設とする。	5	5	3	<ul style="list-style-type: none"> ●統合庁舎に移行することから庁舎として1施設を維持する。 ●統合庁舎までの距離等を勘案し、行政サービス機能を有する複合施設2施設を維持する。
分類A計	37	26	18	13		31	29	18	

抜粋

第2次南砺市公共施設再編計画改訂に係る保有すべき施設数（案）

保有すべき施設数の考え方について

- 公共施設で提供する行政サービスの貢献度や市として目指すべき施設のあり方、地域の実情等も踏まえて、将来世代の子どもたちに残すべき機能を考慮した。
- 将来人口を見通し、施設の耐用年数をもとに、民間が提供できるサービスは民間活力を活用することを前提に、集約化と機能の複合化を図ることを原則とした。
- 情報処理技術や通信技術等の革新により、行政サービスの形態そのものが変化することを想定し、施設や設備等の一層の効率化に取り組む。
- 耐用年数が到来した施設であっても単に更新することを原則とせず、耐用年数を超えて使える施設は継続的に使用することとし、老朽化等により利用者の安全安心に重大な影響を及ぼすと予想される場合は休止する。休止とする判断の基準は、次年度に策定する。
- 施設を更新する際には、人口推移や必要な機能を十分考慮する。
- 保有数の欄中の（ ）内の数値は、複合化施設若しくは民間施設へ入居し、施設としては保有しないが機能として保有する数を記載している。この場合、施設保有数は内数となる。

下線部について追加・修正

分類A：行政運営する上で必要な施設（行政が保有すべき基盤となる機能）

小分類	H31.3末現在保有施設数	提言保有数			検討の根拠	公共施設再編計画改訂保有数(案)			公共施設再編計画改訂保有数(案)となった根拠
		中期 R2～R7	長期			中期 R2～R7	長期		
			前期 R8～R17	後期 R18～R27			前期 R8～R17	後期 R18～R27	
小学校	9	8	6	4	H30年度の0歳児の人口284人をもとに今後の出生の推移を250人と見込み、それらを文部科学省の基準に当てはめ、35学級で試算すると8.1学級となることから、長期(後期)で4校とする。 施設の耐用年数を踏まえて、中期は8校、長期(前期)は6校とする。	6	6	0	●「地域の人々との交流をとおして人間性を育む」ことが、将来に向けた学校教育の役割であり、8校の中学校区に学校を残すことで、地域と一体となった学校運営を行う。 ●多くの児童生徒が徒歩と自転車で通学することができる学校配置とする。 ●R7までは2校区の小中学校を義務教育学校に移行する。小学校1校を統合し、小学校6校、中学校6校、義務教育学校2校とする。 ●小中学校単位で、全学年が単級(1学年1クラス)になるまでに、どちらかの校舎を利用し、全ての校区において義務教育学校に移行する。 ●既存施設を義務教育学校として活用するものとし、可能な限り施設は更新しない。
中学校	8	6	4	2	H30年度の0歳児の人口284人をもとに今後の出生の推移を250人と見込み、文部科学省の基準に当てはめ、35学級で試算すると8.1学級となることから、長期(後期)で2校とする。 施設の耐用年数を踏まえて、中期は6校、長期(前期)は4校とする。	6	6	0	
義務教育学校	0	0	0	0		2	2	8	
学校計	17	14	10	6		14	14	8	
保育園	12	11	7	6	H30年度の0歳児の人口284人をもとに、地域内の隣接する保育園の園児数合計が、一つの保育園で入園可能な場合に統合する。 なお、中期は耐用年数の到来に伴い11施設とし、今後の出生の推移を250人と見込み、段階的に統合することとし、長期(前期)は7施設とし、長期(後期)で6施設とする。	12	10	7 <u>(9)</u>	●今後の出生数の推移は、減少傾向にあるが、入園児の見込み数を人口ビジョンの目標値(250人/年)に設定し、通園距離・時間に配慮しつつ、段階的に統合と複合化をすすめR27まで7園を維持する。
庁舎	8	1	1	1	統合庁舎に移行することから1施設とする。	5	5	3	●統合庁舎に移行することから庁舎として1施設を維持する。 ●統合庁舎までの距離等を勘案し、行政サービス機能を有する複合施設2施設を維持する。
分類A計	37	26	18	13		31	29	18	

◆第2次南砺市公共施設再編計画改訂に係る保有すべき施設数(案)

保有数欄中の()内の数値は、複合化施設若しくは民間施設へ入居し、施設としては保有しないが機能として保有する数を記載している。
 この場合、施設保有数は内数となる。

分類A：行政運営する上で必要な施設(行政が保有すべき基盤となる機能)

小分類	H31.3末現在 保有施設数	公共施設再編計画改訂保有数(案)			公共施設再編計画改訂保有数(案)となった根拠
		中期 R2～R7	長期		
			前期 R8～R17	後期 R18～R27	
小学校	9	6	6	0	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域の人たちとの交流をとおして人間性を育む」ことが、将来に向けた学校教育の役割であり、8校の中学校区に学校を残すことで、地域と一体となった学校運営を行う。 ●多くの児童生徒が徒歩と自転車で通学することができる学校配置とする。 ●R7までに2校区の小中学校を義務教育学校に移行する。小学校1校を統合し、小学校6校、中学校6校、義務教育学校2校とする。 ●小中学校単位で、全学年が単級(1学年1クラス)になるまでに、どちらかの校舎を利用し、全ての校区において義務教育学校に移行する。 ●既存施設を義務教育学校として活用するものとし、可能な限り施設は更新しない。 ●小中学校については、議会からの提言に基づき設置する「将来の学校のあり方検討委員会(仮称)」における協議を参考とする。
中学校	8	6	6	0	
義務教育学校	0	2	2	8	
学校計	17	14	14	8	
保育園	12	12	10	7 (9)	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の出生数の推移は、減少傾向にあるが、入園児の見込み数を人口ビジョンの目標値(250人/年)に設定し、通園距離・時間に配慮しつつ、段階的に統合と複合化をすすめR27まで7園を維持する。
庁舎	8	5	5	3	<ul style="list-style-type: none"> ●統合庁舎に移行することから庁舎として1施設を維持する。 ●統合庁舎までの距離等を勘案し、行政サービス機能を有する複合施設2施設を維持する。
分類A計	37	31	29	18	